

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県木材安定供給推進事業費補助金実施要領</p> <p>第1 高知県木材安定供給推進事業費補助金（以下「安定供給事業」という。）については、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号）（以下「運用」という。）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号）、<u>花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和6年12月17日付け6林整研第204号）</u>、<u>花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領（令和7年12月16日付け7林整森第202号）</u>及び高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>第2 「総合的なT P P関連政策大綱」に即し、新たな国際環境の下で、合板・製材・集成材等の競争力を高めることに加えて、豊富な資源量を有する森林資源を活用し、建築用木材等の供給力強化を図ることによる海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築や、花粉の発生源であるスギ人工林を減らす取組の推進により森林資源の循環利用を推進し、森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用を一層推進する必要がある。このような社会情勢の変化に対応するため、原木を低コストかつ安定的に供給するための「間伐材生産、路網整備及び低コスト再造林対策」に対して支援する<u>とともに、花粉症対策として、花粉の少ない森林への転換に係る取組に対して支援を行うことにより、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化を着実に進めることを支援する。</u></p> <p>第3 「略」</p> <p>第4</p> <p>1～8 「略」</p> <p><u>9. 花粉の少ない森林への転換促進の支援</u></p> <p><u>(1) 共通事項</u></p> <p><u>ア スギ人工林伐採重点区域のうち、森林経営計画における主伐が計画されていない森林を対象</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県木材安定供給推進事業費補助金実施要領</p> <p>第1 高知県木材安定供給推進事業費補助金（以下「安定供給事業」という。）については、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号）（以下「運用」という。）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号）及び高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>第2 「総合的なT P P関連政策大綱」に即し、新たな国際環境の下で、合板・製材・集成材等の競争力を高めることに加えて、豊富な資源量を有する森林資源を活用し、建築用木材等の供給力強化を図ることによる海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築や、花粉の発生源であるスギ人工林を減らす取組の推進により森林資源の循環利用を推進し、森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用を一層推進する必要がある。このような社会情勢の変化に対応するため、原木を低コストかつ安定的に供給するための「間伐材生産、路網整備及び低コスト再造林対策」に対して支援する。</p> <p>第3 「略」</p> <p>第4</p> <p>1～8 「略」</p> <p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表

新	旧
<p><u>(以下「対象森林」という。)とする。</u></p> <p>イ <u>原則として、植替活動金と植替促進費は同時に交付申請を行い、植替促進費に対する事業が完了後、実績報告として事業完了の報告を行うこと。</u></p> <p>ウ <u>高知県木材安定供給推進事業査定要領及び高知県木材安定供給推進事業検査内規は適用しない。</u></p> <p>エ <u>事業実施主体又はその代表等が所有する森林は対象としない。</u></p> <p>オ <u>立木販売等で森林所有者との売買契約が交わされる森林は対象としない。ただし、本事業を活用して花粉の少ない苗木等による植替えが促進され、エに該当しない場合、対象とする。</u></p> <p><u>(2) 植替活動金</u></p> <p>ア <u>植替活動金のみでの申請は原則できないものとする。ただし、チェーンソー伐採以外の場合、伐採地の中心から集積地までの距離が2,000m未満のため、植替促進費の対象とならず、同時に交付申請ができない場合に限り、植替活動金のみを対象とする。</u></p> <p>イ <u>対象森林において、森林経営計画を策定・変更し、花粉の少ない苗木等による植替を計画すること。ただし、事業実行上やむを得ず伐採後に経営計画を策定・変更する場合は、森林所有者と伐採後に森林経営計画対象森林にする旨の同意を書面で徴収するとともに、市町村へ「伐採及び伐採後の造林の届出書」又は知事へ「保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書」を提出すること。</u></p> <p>ウ <u>花粉の少ない苗木とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に定められる花粉の少ない品種、カバノキ属及びハンノキ属を除く広葉樹またはスギ・ヒノキを除く針葉樹とする。</u></p> <p><u>(3) 植替促進費</u></p> <p>ア <u>対象森林において、植替活動によって森林所有者の同意が得られ、花粉の少ない苗木等による植替えを行うための森林の伐採を対象とする。</u></p> <p>イ <u>補助金の交付先は森林所有者を基本とし、事業実施主体を経由して森林所有者へ交付することの同意を得るとともに、適切な経理処理を行うこと。ただし、事業実施主体と森林所有者の間で、委託契約等により植替促進費を活用して対象森林を花粉の少ない苗木等により植え</u></p>	

新旧対照表

新	旧
<p><u>替えることの同意を得ている旨の書面を備え、「預かり金」等として適切な経理処理を行う場合はその限りではない。</u></p> <p><u>ウ 要綱別表1の補助率②の集積地は山土場等とし、伐採地の中心から集積地までの距離が2,000m未満の森林は対象としない。</u></p> <p><u>エ 伐採方法はチェーンソーと林業機械との併用の場合、要綱別表1の補助率②となる。なお、伐採までを対象事業とするため、集材以降の方法は問わないものとする。</u></p> <p><u>オ 9の(2)のイのただし書きで実施する場合、実績報告書の提出までに森林経営計画の策定・変更を行うこと。</u></p> <p><u>カ 伐採後、策定・変更した森林経営計画に基づいて、必ず花粉の少ない苗木等による植栽を実施すること。</u></p> <p>第5 「略」</p> <p>(1)～(2) 「略」</p> <p>(3) 「略」</p> <p>(ア)～(キ) 「略」</p> <p>(ク) 個別指標 <u>(要綱別表第1のメニュー03は除く)</u></p> <p>(ケ) 費用対効果分析 <u>(要綱別表第1のメニュー03は除く)</u></p> <p>(コ) 施行箇所及び区域を記した図面(5万分の1及び5千分の1の施業図等) <u>。</u></p> <p><u>なお、要綱別表第1のメニュー03の場合、伐採地の中心から集積地(山土場等)までの距離が分かるよう図示するものとする。</u></p> <p>(サ) 「略」</p> <p>第6 「略」</p> <p>第7 事業実施主体は、必要に応じて事業計画の変更を行うものとする。</p> <p>計画における重要な変更は、次に掲げる場合において行うものとし、その手続については、第5及び第6に準じて行うものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) 「略」</p>	<p>第5 「略」</p> <p>(1)～(2) 「略」</p> <p>(3) 「略」</p> <p>(ア)～(キ) 「略」</p> <p>(ク) 個別指標</p> <p>(ケ) 費用対効果分析</p> <p>(コ) 施行箇所及び区域を記した図面(5万分の1及び5千分の1の施業図等)</p> <p>(サ) 「略」</p> <p>第6 「略」</p> <p>第7 事業実施主体は、必要に応じて事業計画の変更を行うものとする。</p> <p>計画における重要な変更は、次に掲げる場合において行うものとし、その手続については、第5及び第6に準じて行うものとする。</p> <p><u>(1) 経費の配分の変更の場合</u></p> <p>(2) 「略」</p>

新旧対照表

新	旧
<p>(2) <u>メニュー</u>の新設又は廃止</p> <p>(3) 施行箇所の<u>追加</u>又は廃止</p> <p>(4) 「略」</p> <p>第8 「略」</p> <p>第9 <u>要綱別表第1のメニュー01及び02の事業実施主体は、個別の施設費について、評価実施要領に基づいて、次の1から3を実施するものとする。また、要綱別表第1のメニュー03の事業実施主体は、4を実施するものとする。</u></p> <p>1 「略」</p> <p>2 事後評価</p> <p>事業実施主体は、目標年度において、事前評価を行った事業ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、目標年度の翌年度の9月末日までに<u>別記第5号様式により</u>事後評価を知事に報告するものとする。</p> <p>3 事業実施状況報告</p> <p>事業実施主体は、事業完了後速やかに別記第6号様式により知事に報告すること。</p> <p>4 <u>植栽完了報告</u></p> <p><u>事業実施主体は、事業計画に定めた植栽予定期間までに、花粉の少ない苗木等を植栽することとし、植栽が完了後速やかに別記第7号様式により知事に報告するものとする。</u></p> <p><u>ただし、植栽完了時期と別事業での植栽の補助申請が同時期の場合、その写しをもって代えることができるものとする。その場合、花粉の少ない苗木により植栽したことが分かる資料を添付すること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(3) <u>事業種目</u>の新設又は廃止</p> <p>(4) 施行箇所の<u>変更</u>又は廃止</p> <p>(5) 「略」</p> <p>第8 「略」</p> <p>第9 事業実施主体は、個別の施設費について、評価実施要領に基づいて、<u>事前評価及び事後評価</u>を実施するものとする。</p> <p>1 「略」</p> <p>2 事後評価</p> <p>事業実施主体は、目標年度において、事前評価を行った事業ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、目標年度の翌年度の9月末日までに事後評価を知事に報告するものとする。</p> <p>3 事業実施状況報告</p> <p>事業実施主体は、<u>毎年度</u>、事業完了後速やかに別記第5号様式により知事に報告すること。</p> <p>4 <u>達成状況報告</u></p> <p><u>事業実施主体は、事業計画に定めた指標の目標値の達成状況をアにより知事に報告するものとする。</u></p> <p><u>(1) 事業計画の評価及び目標の達成状況</u></p> <p><u>間伐及び林内路網整備の目標年度は、事業完了年度とする。</u></p> <p><u>なお、目標の達成状況の調査年度は、事業実施年度とする。</u></p> <p><u>事業実施主体は、調査年度の翌年度の9月末日までに別記第6号様式により、知事に報告する。</u></p> <p>5 <u>改善措置等</u></p> <p><u>事業実施主体は、目標の達成状況が低調である場合には、中小企業診断士（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条第1項の規定による登録を受けた者をいう。）等による経営指導及び事業実施主体によるその要因の調査・分析、推進体制、施設の利用計画等の見直し等の目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（以下「改善措置」という。）を実施し、その結果について別記第7号様式により知事に報告するものとする。</u></p>

新旧対照表

新	旧
<p>第 10</p> <p>1～8 「略」</p> <p><u>9. 皆伐を伴う事業を実施する場合は、県が定めた「皆伐と更新に関する指針」に即した施業であることとする。</u></p> <p>附則</p> <p>「略」</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p>別紙 1 「略」</p>	<p><u>ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することのできない予測不能な事態の場合を除く。</u></p> <p><u>(1) 目標の達成状況が低調である場合とは、目標年度において、体質強化・花粉削減計画の目標指標が 70%未満となった場合とする。</u></p> <p><u>(2) 事業実施主体は、改善措置を実施した場合は、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して要綱別表第 1 の 01 体質強化・花粉削減に係るものは 3 年間、要綱別表第 1 の 02 循環成長に係るものは 5 年間改善措置に対する達成状況報告を別記第 6 号様式に準じて知事へ報告するものとする。</u></p> <p><u>(3) 知事は、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が 50%未満となった場合には、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとする。</u></p> <p>第 10</p> <p>1～8 「略」</p> <p><u>「新設」</u></p> <p>附則</p> <p>「略」</p> <p><u>「新設」</u></p> <p>別紙 1 「略」</p>

新旧対照表

新	旧
---	---

別紙2

転 用 制 限

「略」

記

1～4 「略」

5. 花粉の少ない森林への転換促進 【5年間】

別添 「略」

別記

第1号様式

「略」

第1 要綱別表第1のメニューごとの補助金事業費等

(単位：円)

分 野		年度		年度		合計	
		数量	補助金額	数量	補助金額	数量	補助金額
01～02 「略」	「略」	「略」		「略」		「略」	
<u>0.3 花粉の少ない森林への転換促進</u>	<u>植替活動金</u>		ha		ha		ha
	<u>植替促進費</u>		ha		ha		ha
	「略」						

別紙2

転 用 制 限

「略」

記

1～4 「略」

「新設」

別添 「略」

別記

第1号様式

「略」

第1 要綱別表第1のメニューごとの補助金事業費等

(単位：円)

分 野		年度		年度		合計	
		数量	補助金額	数量	補助金額	数量	補助金額
01～02 「略」	「略」	「略」		「略」		「略」	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>
	「略」						

新旧対照表

新

旧

第2 事業計画

(個別指標)

メニュー	事業種目	実施市町村	事業実施主体	事業内容	事業費(円)	補助金額(円)	個別指標						備考	
							指標	現状値			目標値			
								数値	単位	年度	数値	単位		年度
01~02 「略」	「略」			「略」			「略」							
03 花柏の少ない森林への転播促進年度	花柏の少ない森林への転播促進年度													
	計		小計											
	合計													
	「略」													

「略」

第3 年度計画及び事業別内容表

01 体質強化・花粉削減 1 間伐材生産 (単位:円)

番号	事業実施主体	事業内容	区域の名称及び路線名	森林の所在地	森林所有者名	林小班施業	年度計画					費用対効果分析の結果	備考
							事業量 (ha・m)	幅員 (m)	定額	事業費	補助金		
	合計												

(注) 1・2 「略」

3 「森林の所在地」欄は、区域別ごとに記入すること。

4~9 「略」

01 体質強化・花粉削減 2 路網の整備 (単位:円)

番号	事業実施主体	事業内容	路線名	森林の所在地	森林所有者名	林小班施業	年度計画					費用対効果分析の結果	備考
							事業量 (m)	幅員 (m)	定額	事業費	補助金		
	合計												

(注) 「略」

01 体質強化・花粉削減 3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備 (単位:円)

番号	事業実施主体	事業内容	路線名	森林の所在地	森林所有者名	林小班施業	年度計画					費用対効果分析の結果	備考
							事業量 (m)	幅員 (m)	定額	事業費	補助金		
	合計												

(注) 「略」

第2 事業計画

(個別指標)

メニュー	事業種目	実施市町村	事業実施主体	事業内容	事業費(円)	補助金額(円)	個別指標						備考	
							指標	現状値			目標値			
								数値	単位	年度	数値	単位		年度
01~02 「略」	「略」			「略」			「略」							
(新設)	(新設)													
	(新設)													
	(新設)													
	「略」													

「略」

第3 年度計画及び事業別内容表

01 体質強化・花粉削減 1 間伐材生産 (単位:円)

番号	事業実施主体	事業内容	区域の名称及び路線名	森林の所在地	森林所有者名	林小班施業	年度計画					費用対効果分析の結果	備考
							事業量 (ha・m)	幅員 (m)	定額	事業費	補助金		
	合計												

(注) 1・2 「略」

3 「森林の所在地」欄は、区域別ごとに記入すること。

4~9 「略」

01 体質強化・花粉削減 2 路網の整備 (単位:円)

番号	事業実施主体	事業内容	路線名	森林の所在地	森林所有者名	林小班施業	年度計画					費用対効果分析の結果	備考
							事業量 (m)	幅員 (m)	定額	事業費	補助金		
	合計												

(注) 「略」

01 体質強化・花粉削減 3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備 (単位:円)

番号	事業実施主体	事業内容	路線名	森林の所在地	森林所有者名	林小班施業	年度計画					費用対効果分析の結果	備考
							事業量 (m)	幅員 (m)	定額	事業費	補助金		
	合計												

(注) 「略」

新旧対照表

新	旧
----------	----------

0.2 循環成長 1 間伐材生産 (単位：円)

番号	事業実施主体	事業内容	区域の名称及び路線名	森林の所在地	森林所有者名	林小班施業	年度計画					費用対効果分析の結果	備考	
							事業量 (ha・m)	幅員 (m)	定額	事業費	補助金			
合 計														

(注) 1・2 「略」
 3 「森林の所在地」欄は、区域別ごとに記入すること。
 4～8 「略」

0.2 循環成長 2 路網の整備 (単位：円)

番号	事業実施主体	事業内容	路線名	森林の所在地	森林所有者名	林小班施業	年度計画					費用対効果分析の結果	備考	
							事業量 (m・箇所)	幅員 (m)	定額	事業費	補助金			
合 計														

(注) 「略」

0.2 循環成長 3 低コスト野焼き対策 (単位：円)

番号	事業実施主体	事業内容	区域の名称及び路線名	森林の所在地	森林所有者名	林小班施業	年度計画					費用対効果分析の結果	備考	
							事業量 (ha・m)	樹種	幅員 (m)	定額	事業費			補助金
合 計														

(注) 1・2 「略」
 3 「森林の所在地」欄は、区域別ごとに記入すること。
 4～9 「略」

0.3 花粉の少ない森林への転換促進 (単位：円)

番号	事業実施主体	事業内容	森林の所在地	林小班施業	森林所有者名	年度計画			植替活動 実施予定期間	植替促進 実施予定期間	経費計画認定・ 変更予定時期	花粉の少ない 苗木の供給 予定状況	植替予定期間
						事業量 (ha)	定額	補助金					
合 計													

(注) 1 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。
 2 実施箇所はスギ人工林伐採重点区域内に限定すること。
 3 「事業内容」欄は、区域別で、植替活動金、植替促進費の別に記入すること。

0.2 循環成長 1 間伐材生産 (単位：円)

番号	事業実施主体	事業内容	区域の名称及び路線名	森林の所在地	森林所有者名	林小班施業	年度計画					費用対効果分析の結果	備考	
							事業量 (ha・m)	幅員 (m)	定額	事業費	補助金			
合 計														

(注) 1・2 「略」
 3 「森林の所在地」欄は、区域別ごとに記入すること。
 4～8 「略」

0.2 循環成長 2 路網の整備 (単位：円)

番号	事業実施主体	事業内容	路線名	森林の所在地	森林所有者名	林小班施業	年度計画					費用対効果分析の結果	備考	
							事業量 (m・箇所)	幅員 (m)	定額	事業費	補助金			
合 計														

(注) 「略」

0.2 循環成長 3 低コスト野焼き対策 (単位：円)

番号	事業実施主体	事業内容	区域の名称及び路線名	森林の所在地	森林所有者名	林小班施業	年度計画					費用対効果分析の結果	備考	
							事業量 (ha・m)	樹種	幅員 (m)	定額	事業費			補助金
合 計														

(注) 1・2 「略」
 3 「森林の所在地」欄は、区域別ごとに記入すること。
 4～9 「略」

(新設)

新旧対照表

新	旧
<p><u>4 「森林の所在地」欄は、区域別に記入すること。</u></p> <p><u>5 「森林所有者名」欄は、森林の所在地ごとの森林所有者名を記入すること。</u></p> <p><u>6 「事業量」欄は、森林の所在地ごとに記載のうえ、面積を記載する場合は小数点以下第2位まで記入すること。</u></p> <p><u>7 「定額」及び「補助金」は、区域ごとに算定すること。</u></p> <p><u>8 植替活動実施予定期間と植替促進実施予定期間は重複しないこと。</u></p> <p><u>9 花粉の少ない苗木の確保予定状況については、苗木の仕入れ先との調整状況などを記載し、必ず伐採後は花粉の少ない苗木により植替が実施されること。なお、当様式に記載しきれない場合、別紙を作成すること。</u></p>	
<p>※ 「略」</p>	<p>※ 「略」</p>
<p>第2号様式</p> <p style="text-align: right;">「略」</p> <p>「略」</p> <p style="text-align: right;">「略」</p> <p style="text-align: center;">高知県木材安定供給推進事業計画書計画（変更）承認申請書</p> <p>「略」</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2 「略」</p> <p>（注） 変更の場合は、別紙の変更理由書<u>及び変更前と変更後が分かる図面</u>を添付すること。</p>	<p>第2号様式</p> <p style="text-align: right;">「略」</p> <p>「略」</p> <p style="text-align: right;">「略」</p> <p style="text-align: center;">高知県木材安定供給推進事業計画書計画（変更）承認申請書</p> <p>「略」</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2 「略」</p> <p>（注） 変更の場合は、別紙の変更理由書を添付すること。</p>
<p>別紙 「略」</p>	<p>別紙 「略」</p>
<p>第3号様式～第4号様式 「略」</p>	<p>第3号様式～第4号様式 「略」</p>

新旧対照表

新	旧
---	---

第5号様式

番 号
年 月 日

高知県知事 様

事業実施主体

高知県木材安定供給推進事業事後評価報告書

高知県木材安定供給推進事業実施要領第9の2の規定により、事後評価を報告します。

(注) 費用対効果分析が分かる資料を添付すること。

(新設)

第5号様式 「略」

別紙 「略」

第6号様式 「略」

別紙 「略」

新旧対照表

新	旧
---	---

第7号様式

番 号
年 月 日

高知県知事 様

事業実施主体

高知県木材安定供給推進事業植栽完了報告書

高知県木材安定供給推進事業実施要領第9の4の規定により、目標達成状況を報告します。

(注) 別紙を添付すること。

(新設)

別紙

番 号	事業実施主体	事業内容	森林の所在地	林小間地名	森林所有者名	国家予算			植替活動 実施期間	植替促進 実施期間	経費計画算定・ 実施時期	花鈴の少ない 苗木の数量	植替助成
						事業量 〔ha〕	定額 〔円〕	補助金 〔円〕					
公 社													

(新設)

- (注) 1 「事業内容」欄は、区域別で、植替活動金、植替促進費の別に記入すること。
- 2 「森林の所在地」欄は、区域別に記入すること。
- 3 「森林所有者名」欄は、森林の所在地ごとの森林所有者名を記入すること。
- 4 「事業量」欄は、森林の所在地ごとに記載のうえ、面積を記載する場合は小数点以下第2位ま
で記入すること。
- 5 「定額」及び「補助金」は、区域ごとに算定すること。
- 6 植替活動実施期間と植替促進実施期間は重複しないこと。

新旧対照表

新	旧
---	---

7 花粉の少ない苗木の概要については、苗木の仕入れ先などを記載すること。なお、当様式に記載しきれない場合、別紙を作成すること。

(削除)

第7号様式

番 号
年 月 日

高知県知事 様

事業実施主体

改善計画作成報告書

高知県木材安定供給推進事業実施要領第9の5の規定により、改善計画を作成したので提出します。

記

1 基本的事項

(1) 事業種目

(2) 事業実施箇所

(3) 事業実施主体

(4) 個別指標の達成状況

(5) 要因分析等

2 改善措置の内容等
今後の改善策等